

【福井県柔道整復師協同組合指定業者加入のご案内】

(福井県柔道整復師協同組合定款及び施行細則等に準じて作成しております。)

福井県柔道整復師協同組合（以下、「組合」という。）では、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行なうことで、組合員の自主的な経済活動の促進と向上を図ることを目的とした事業を行なっており、その一環として、さまざまな業者の皆様へ加入をお願いしております。

《組合指定業者加入順序》

1. 加入を希望される業者の方は、御社の概要・取引商品の内容・取引の条件（「取り決め事項」参照）などについて、組合の担当者に確認をしていただきます。
2. その上で組合加入を希望する場合は、組合が用意する「指定業者加入申込書」・理事会審査手数料1万円・審査に必要な資料（提出資料については先の担当者に確認）を提出していただき、理事会において審査をします。
尚、理事会の審査結果は、組合の担当者より通知します。
3. 理事会での承認後、組合事務局より、指定登録料請求書（3万円）・賦課金請求書（1万円）・契約書をお渡しします。
* 契約書は2部お渡ししますので記名押印の上、提出して下さい。組合の押印後、御社の控として1部お返しします。
4. 契約の締結および指定登録料・賦課金の納入の確認後、組合員(会員)名簿・指定業者名簿をお渡しします。
* 個人情報保護の観点から、名簿の取扱いに関しましては十分に留意願います。

加入時の経費	4万円+1万円	審査手数料1万円+指定登録料3万円	初年度賦課金1万円
初年度の経費	手数料	契約に基づく諸手数料	
次年度から	1万円+手数料	賦課金1万円(年1回)	契約に基づく諸手数料

* 取引金融機関 福井銀行 本店 普通口座 No.760133 名義:福井県柔道整復師協同組合
以上の手続きが終了した時点で組合員には新規加入指定業者として通知いたします。
尚、独自の通知方法と通知内容を希望される場合は、発送前に組合での確認を要します。
その他の方法につきましては、「取り決め事項」をご参照下さい。

【福井県柔道整復師協同組合指定業者加入取り決め事項】

《営業》

指定業者は、組合の承認を得れば、組合員への営業活動を行なうことができます。
また、組合が行なう販売等の実績の向上と宣伝等を目的とした組合員向けの事業に参加できます。但し、事業の規模により参加業者数を制限する場合があります。

各種行事	組合まつり	《毎年3月》…組合員に直接営業・販売
	北信越ブロック学術大会	《5年に1回》…組合員に直接営業・販売

* 上記の指定業者参加を前提とした行事の他に、県・地区が組合員を対象とした行事も多数実施されております。指定業者の参加が可能な場合もありますので、各指定業者を担当する組合理事や各支部長にお問い合わせ下さい。

このほかに、組合では一般と会員向けのHP運用と組合員とのメール通信に取り組んでおります。営業への活用も可能ですので、詳細についてはご相談下さい。

《商品注文方法（いずれかを選択）》

- ① 指定業者への直接注文。
- ② 組合事務局を経由した注文。

《請求方法》（組合指定の請求書使用。以下を充たせば別様式も可。）

組合員番号と組合員名さらに組合員毎の請求金額が明確にわかるよう記載した請求書（団体の利用で一括請求の場合は団体名と請求金額）を組合事務局に提出して下さい。尚、請求書は月末締めで作成し、翌月10日までの必着とします。

《支払方法（いずれかを選択）》

請求書着月の月末日を支払日とし、請求金額から手数料差引後の金額を支払います。

- ① 組合事務局で直接集金
- ② 御社指定口座への振込（振込予定日が休日の場合は前営業日となります。尚、振込手数料は業者負担でお願いします。）

* 指定業者への支払いは組合からとし、個人払いは原則として認めません。但し、利用者との都合で組合を経由しない支払いが発生した場合、利用者と指定業者の双方が支払い金額と領収金額を組合事務局に届け出ることとし、指定業者は契約書に従い手数料を組合に支払うものとします。（振込の場合の手数料は業者負担でお願いします。）

《指定の解約と取り消し》

指定業者は、任意に指定を解約することができます。

組合は、以下に該当する指定業者の指定を取り消すことができます。

- ① 賦課金の納入を怠った場合
- ② 組合の事業を妨げ、又は妨げようとした場合
- ③ 組合事業の利用について不正のあった場合
- ④ 犯罪その他、信用を失う行為があった場合
- ⑤ その他、契約事項に違約があった場合

《組合員への通知と広告》

組合は、指定業者の名前、業種、代表者、内容を、年に1回は組合員に通知します。

指定業者は、組合の承認を得て、自費により組合員に対して広告することができます。

組合の発行物を利用した指定業者の広告の参加手数料は以下のとおりとします。

組合発行誌(やわらニュース)掲載広告	
A4サイズ(1ページ)	10,000円
A4/2サイズ	5,000円
1回に A4サイズ×2(2ページ) 20,000円の10%OFF	18,000円
(3ページ以上をご希望の場合は折り込みをご利用下さい。)	
掲載料金の割引	年間まとめて依頼された場合の割引もあります。

折り込み、パンフレット等	
A4サイズ	15,000円
(厚手のものは、別料金)	
折り込み物を、組合で用意する場合は、追加料金をいただきます。 毎月25日までに届けて下さい。	

《発行物》

組合員（会員）名簿
指定業者一覧表
指定業者担当理事一覧表
新組合役員職務分担表
やわらニュース

※一般公開していない発行物も含まれますので取扱いに関しましては十分に留意願います。